

第 363 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 363 回三木市議会（令和 3 年 2 月 25 日開会）に提出する議案 31 件（条例関係 16 件、新年度予算関係 7 件、補正予算関係 6 件、その他 2 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 2 号議案 三木市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について (市民生活課)

ア 改正理由

三木市公共施設再配置方針に基づき、市民サービスの向上を図るため、現在、吉川支所と吉川健康福祉センターで分かれている支所機能を吉川健康福祉センターに一元化することに伴い、支所の位置を変更する必要があるため。

イ 改正内容

吉川支所の位置を、吉川健康福祉センターの所在地に変更する。

ウ 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 3 号議案 三木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

令和 2 年 12 月に実施した住民票等証明書コンビニ交付システムの更新にあたり、証明書発行に利用できるカードをマイナンバーカードのみとし、制度廃止後も経過措置として継続していた住基カードを利用した住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を停止したことにより、条例を改める必要があるため。

イ 改正内容

(7) 三木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例附則第 4 項（三木市住民基本台帳カード利用条例の廃止等に伴う経過措置）を削る。

(イ) (7)に伴う項ずれを整理する。

ウ 施行期日

公布の日（令和 2 年 12 月 29 日から適用する。）

(3) 第 4 号議案 三木市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の制定により、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が廃止されたことに伴い、三木市職員特殊勤務手当に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

新型コロナウイルス感染症の定義を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。」とする。

ウ 施行期日

公布の日（令和3年2月13日から適用する。）

(4) 第5号議案 分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について（財政課）

ア 改正理由

地方税法の一部改正を踏まえ、分担金等に係る延滞金の割合の特例に係る規定を整理するため。

イ 改正内容

延滞金に係る「特例基準割合」の用語が「延滞金特例基準割合」に改められたことによる文言の整理。

ウ 施行期日

令和3年4月1日

(5) 第6号議案 三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（文化・スポーツ課）

ア 改正理由

三木市公共施設再配置方針に基づき、三木市民体育館及び吉川体育館の機能を他の施設に集約し、当該体育館を廃止することに伴い、三木市立市民体育館等設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

条例の名称の改正並びに三木市民体育館及び三木市吉川体育館に係る規定を削る。

ウ 施行期日

令和3年10月1日

(6) 第7号議案 三木ホースランドパーク条例の一部を改正する条例の制定について（観光振興課）

ア 改正理由

三木ホースランドパーク条例において、公園内の一施設として設置する「ふれあいの森」を、三木市の新たな観光名所として整備し、市内外からの誘客促進を図るため、名称を「あじさいフローラみき」に改称するとともに、新たに「あじさいフローラみき条例」を制定し、ホースランドパークとは切り離して運営管理を実施することにともない、三木ホースランドパーク条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 「ふれあいの森」に係る規定を削る。
- (イ) 設置者を「市長」から「教育委員会」に改める。

ウ 施行期日

令和3年4月1日

(7) 第8号議案 三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

兵庫県の福祉医療費助成事業の制度改正等に伴い、三木市福祉医療費助成条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 税制改正により給与所得控除額・公的年金等控除額が10万円引き下げられるとともに基礎控除額が10万円引き上げられることによる影響が生じないようにするため、所得の算定方法を変更する。
- (イ) 地方税法等の一部を改正する法律によるひとり親控除制度の新設に伴い、寡婦控除のみなし適用に係る規定を削除する。
- (ウ) 訪問看護療養費を福祉医療費助成対象とし、制度を拡充する。

ウ 施行期日

令和3年7月1日

(8) 第9号議案 三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

法改正により特措法附則第1条の2が削除されたことから、新型コロナウイルス感染症に係る定義を下記のように改める。

現行	改正案
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

ウ 施行期日

公布の日（令和3年2月13日から適用する。）

(9) 第10号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

地方税法施行令の改正に伴い、軽減判定所得基準の見直しを行う必要があるため。

イ 改正内容

税制改正に伴う給与所得控除等から基礎控除への10万円の振替えにより、軽減判定において被保険者に不利益が生じないように、当該判定に係る所得基準額を下記のとおり改める。

(1) 基礎控除相当分である10万円を増額

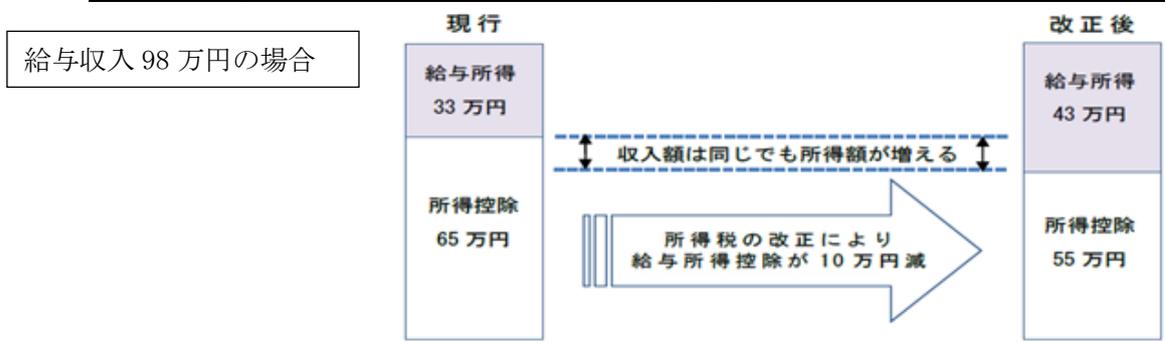
33万円 → 43万円

(2) 給与所得者等が複数ある世帯に不利益が生じないように加算

+10万円×（給与所得者等の数-1）

区分	現行	改正後
7割軽減	33万円	43万円
		+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	33万円	43万円
		+10万円×（給与所得者等の数-1）
		+28万5千円×被保険者数

2割軽減	33万円	43万円
	+52万円×被保険者数	+10万円×(給与所得者等の数-1) +52万円×被保険者数



- ウ 施行期日
令和3年4月1日

**(10) 第11号議案 三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(介護保険課)**

ア 改正理由

第8期介護保険事業計画に基づき令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるほか、介護保険料の計算において税制改正の影響が生じないようにする政令改正などを反映するため。

イ 改正内容

- (ア) 令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準月額について、現行の月額5,200円から月額5,000円に引き下げ、介護保険料(年額)を別表のとおりとする。
- (イ) 省令改正により、所得段階の第7段階から第9段階のみ、対象となる合計所得金額の範囲を変更する。(その他の段階は変更なし)

所得段階	改正前	改正後
第7段階	120万円以上	120万円以上
	200万円未満	210万円未満
第8段階	200万円以上	210万円以上
	300万円未満	320万円未満
第9段階	300万円以上	320万円以上
	400万円未満	400万円未満

- (ウ) 給与所得及び公的年金等控除額の引き下げなどの税制改正により合計所得金額が引き上がるため、政令改正に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の算定で使用する合計所得金額等について、従前

と同じとなるように調整を行う。

(エ) 延滞金に係る「特例基準割合」の用語が「延滞金特例基準割合」に改められたことによる文言の整理。

ウ 施行期日

令和3年4月1日

(11) 第12号議案 三木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

地方税法の一部改正を踏まえ、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例に係る規定を整理するため。

イ 改正内容

延滞金に係る「特例基準割合」の用語が「延滞金特例基準割合」に改められたことによる文言の整理。

ウ 施行期日

令和3年4月1日

(12) 第13号議案 三木市吉川健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉課）

ア 改正理由

三木市公共施設再配置方針に基づき、市民サービスの向上を図るため、現在、吉川支所と吉川健康福祉センターで分かれている支所機能を吉川健康福祉センターに一元化することに伴い、現行の条例を整理するため。

イ 改正内容

吉川健康福祉センターで行っている事業について、現状の事業に見直しをする。

ウ 施行期日

令和4年1月1日

(13) 第14号議案 三木市市民活動支援条例の一部を改正する条例の制定について（市民協働課）

ア 改正理由

市民活動支援金（立ち上げ支援）の申請要件は、交付を受けようとする団体が設立から2年を経過していないことであるが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、複数の団体が活動を自粛している。これらの団体は、令和2年度の市民活動支援金の初回の申請を逸するこ

とで、2回目及び3回目を含めた合計3回の交付を受けることができないため、一時的な特例措置を設ける必要があるため。

イ 改正内容

団体の設立要件を定めた第5条第1項第1号の規定の適用について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り、「設立から2年を経過していないもの」とあるのを「設立から3年を経過していないもの」とする。

(ア) 支援金の内容

回数	上限額	補助率	団体の区分
初回	10万円	10分の10	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日時点で設立2年未満の団体 ・<u>特例として認められる場合は4月1日時点で設立から3年未満の団体（令和3年度の申請に限る）</u>
2回目 3回目	各5万円		初回の支援金を受けたことのある団体

※ 下線は改正箇所

(イ) 特例の適用要件

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による自粛要請（施設の休館又は休業の要請、イベントの開催自粛要請及び外出自粛要請等）及びその影響による活動自粛により、令和2年度に計画した市民活動が実施できなかったと市長が認めたとき。

(ウ) 改正により特例として認める例

平成30年度 （団体設立）	令和元年度 （1年経過）	令和2年度 （2年経過）	令和3年度 （特例年度）
申請なし	申請なし	申請なし	特例申請可

ウ 施行期日

令和3年4月1日

(14) 第15号議案 あじさいフローラみき条例の制定について（観光振興課）

ア 制定理由

三木ホースランドパーク条例において、公園内の一施設として設置する「ふれあいの森」を、三木市の新たな観光名所として整備し、市内外からの誘客促進を図るため、名称を「あじさいフローラみき」に改称するとともに、新たな施設として運営管理するため。

イ 制定内容

「あじさいフローラみき」について、設置、事業内容及び管理運営等について規定する。

ウ 施行期日
令和3年4月1日

(15) 第16号議案 三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（建築住宅課）

ア 改正理由

新たに決定した東播都市計画地区計画西自由が丘2丁目地区地区計画に定められた事項について条例においても制限として定めるため、三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する。

イ 改正内容

地区計画の区域として、西自由が丘2丁目地区地区計画の地区整備計画区域を追加するとともに、追加する区域に係る建築物の用途等に関する制限を定める。

ウ 施行期日
令和3年4月1日

(16) 第17号議案 三木市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（建築住宅課）

ア 改正理由

市営住宅の不正入居者に対する明渡請求時の損害金の算出に用いる利息について、令和2年4月1日施行の民法改正により法定利率が、年5%から年3%へ引き下げられ、今後は3年ごとに市中金利の変動に合わせ法定利率を見直すこととされた。あわせて、公営住宅法も「年5分の割合」から「法定利率」に改正されたことから、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 条例第45条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。
- (イ) 公営住宅法等の法令改正に伴う条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日
令和3年4月1日（令和2年4月1日から適用する。）

2 条例、予算関係以外

(1) 第18号議案 市道路線の認定について（道路河川課）

宅地造成事業に伴い、整備された道路を、新たに市道路線として認定するに当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

3 新年度予算関係【別添「令和3年度当初予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 19 号議案 令和 3 年度三木市一般会計予算
- (2) 第 20 号議案 令和 3 年度三木市国民健康保険特別会計予算
- (3) 第 21 号議案 令和 3 年度三木市介護保険特別会計予算
- (4) 第 22 号議案 令和 3 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (5) 第 23 号議案 令和 3 年度三木市学校給食事業特別会計予算
- (6) 第 24 号議案 令和 3 年度三木市水道事業会計予算
- (7) 第 25 号議案 令和 3 年度三木市下水道事業会計予算

4 補正予算関係 【別添「令和 2 年度 3 月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 26 号議案 令和 2 年度三木市一般会計補正予算（第 10 号）
- (2) 第 27 号議案 令和 2 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- (3) 第 28 号議案 令和 2 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- (4) 第 29 号議案 令和 2 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (5) 第 30 号議案 令和 2 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (6) 第 31 号議案 令和 2 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

5 財産の取得

- (1) 第 32 号議案 財産の取得について（財政課）

高規格救急自動車を取得するに当たり、予定価格が議会の議決に付すべき基準以上となったので、条例の定めるところにより議会の議決を求めるもの。